

「カーボン・オフセットラベル」又は「カーボン・ニュートラルラベル」使用規程

令和7年1月15日制定

環境省大臣官房環境経済課市場メカニズム室

1. 「カーボン・オフセットラベル」又は「カーボン・ニュートラルラベル」の使用申請について

「カーボン・オフセットラベル（商標登録第5678226号）」及び「カーボン・ニュートラルラベル（商標第5678227号）。以下まとめて「関連ラベル」と言う。）は、環境省によって商標登録されています。このため、関連ラベルを用いた認証事業を実施しようとする事業者（以下「認証事業実施者」という。）は、事業実施に際して関連ラベルの使用に関し、毎年度、期間に余裕を持って環境省にその旨申請し、その承認を得る必要があります。

関連ラベルは、上記承認を得た年度に限り、認証事業実施者が自ら使用できるほか、当該認証事業実施者に「カーボン・オフセット認証」又は「カーボン・ニュートラル認証」を申請し、その認証を得た事業者（以下「認証された事業者」という。）に限り使用させることができます。認証事業実施者は、認証された事業者に対して、本規程の遵守を求めるとともに、関連ラベルの使用状況を確認・把握する必要があります。

認証事業実施者は、関連ラベルの使用申請時に、使用予定者一覧をまとめた資料を添付するとともに、使用者に追加・変更などがあった場合には、その旨環境省に報告してください。また、新規申請年度の翌年度以降の継続申請においては、上記に加え、申請年度の前年度の事業運営状況を把握できる資料（運営委員会や認証委員会など認証事業に関わる会議体の会議資料と議事録など）を併せて添付してください。

2. 関連ラベルの使用上の遵守事項

認証事業実施者は、関連ラベルを使用する場合には、下記の事項を遵守する必要があります。

また、認証事業実施者は、認証された事業者が関連ラベルを使用する場合には、下記事項を遵守させる必要があります。遵守されない場合、認証事業実施者は、当該認証された事業者に関連ラベルの使用を直ちに中止させ、使用対象の回収・撤去などを行わせる必要があります。

- (1) 環境省が公表する「カーボン・オフセット制度実施規則」、「カーボン・オフセット第三者認証基準」及び「カーボン・オフセットガイドライン」を踏まえて実施してください。

(2) 関連ラベルを各事業者のカタログ・ホームページ・チラシ・広告などで使用する際に、当該製品・サービス又は事業者が環境省の認定などを受けたものと誤解を与えるような表現・表示を用いることは認められません。

例：“環境省認定製品”、“環境省推奨製品”、“環境省認定事業者”、“環境省登録事業者”

(3) 関連ラベルは、認証事業実施者による「カーボン・オフセット認証」又は「カーボン・ニュートラル認証」を得ていない製品・サービスなどの広報などに使用することはできません。また、商品・サービスなどのシリーズの中に認証外の製品・サービスなどが含まれる場合、当該シリーズ全体に対して関連ラベルを使用することはできません。

(4) 関連ラベルを法令や公序良俗に反するような方法で使用することや、「カーボン・オフセット認証」又は「カーボン・ニュートラル認証」の信用を損ねる恐れのある行為をすることはできません。

3. 関連ラベルの使用承認の取り消しについて

認証事業実施者は、次に掲げる場合には、関連ラベルの使用承認が取り消されることがあります。

(1) 関連ラベルを「カーボン・オフセット認証」又は「カーボン・ニュートラル認証」と関係のない取組の広報などに使用するなどの不適切な使用が、繰り返し認められたとき。

(2) 重大な法令違反、公序良俗違反及びその他の「カーボン・オフセット認証」又は「カーボン・ニュートラル認証」の信用を損ねる恐れのある行為が認められたとき。

(3) 認証された事業者が関連ラベルを使用するに際し、本規程を遵守しない不適切な使用があったにもかかわらず、使用を中止させるなどの適切な措置を講じなかったと認められたとき。

(4) 認証事業実施者の事業運営状況が不適切であると認められたとき。

4. 規程の改定

本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。

附則 本規程は、令和7年1月15日から施行します。